

インバウンド特別強化対策事業（海外メディア等を活用した山口県の魅力発信）業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

山口県では、ニューヨークタイムズの記事掲載による海外からの注目度の高まりや、大阪・関西万博の開催を契機として、米欧をはじめとした英語圏からの外国人観光客の誘客強化に取り組んでいる。

本業務は、訪日外国人への影響力を持つ英語圏向けメディア等を県に招請し、県内視察ののち、本県に関する記事広告等を制作・公開することで、本県の認知度向上や来訪意欲を喚起することを目的に実施するものである。

本実施要領は、上記情報発信を行う者を選定するために行う提案の応募について、必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 業務名

インバウンド特別強化対策事業（海外メディア等を活用した山口県の魅力発信）業務

(2) 業務内容

別添「海外メディア等を活用した山口県の魅力発信業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする

(4) 委託料上限額

5,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

但し、予算の都合により上限に達さない金額で契約をする場合がある。

(5) 契約期間

契約締結日から2025年3月31日まで

3 応募資格

この企画に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

に規定するものでないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出までのいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案手続き等に関する事項

- (1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）及び「会社概要」（様式任意 既存のパンフレット等可）を令和6年6月27日（木）午後5時までに、下記あてに提出すること（メール可。ただし、必ず、送信後、電話で確認を行うこと。）。

山口県国際観光推進協議会 担当 一力

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内

電話：083-933-3230

E-mail：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を5部(正本1部、副本4部)提出すること。

- ①企画提案提出書(別紙様式2)
- ②企画提案に関する調書(任意様式)
- ③活動費用積算内訳書(任意様式)
- ④参考資料(企業としての特性を示す資料)

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(2)に掲げる書類を、企業名、所在地、担当者名、電話番号を明記の上、令和6年7月5日(金)午後5時(必着)までに、持参又は郵送により提出すること。(提出先は5(1)に同じ。)

(4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 評価項目

別紙「審査項目及び評価基準 項目及び配点」により、総合的に評価を行うこととする。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

7 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」（別紙様式3）を令和6年7月1日（月）午後3時までにメールにより受け付ける（宛先は5（1）に同じ）ものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

9 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、山口県国際観光推進協議会に帰属するものとする。

審査項目及び評価基準 項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
業務内容の理解度	・ 事業の目的を十分に理解した提案となっているか。	10
提案の優良性	・ 具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。	10
	・ 成果指標の設定および検証方法が適切であるか。	10
	・ 米欧をはじめとした英語圏に影響力を持つメディアが提案されているか。 ・ より多くの訪日外国人に記事広告等を公開できる提案となっているか。	20
	・ 山口県の魅力を十分に伝えることのできる視察先及び記事広告等のテーマが設定されているか。	10
提案の独創性	・ 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	20
業務遂行の安定性	・ 業務執行管理体制が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。 ・ 全体実施スケジュールは適切か。 ・ 類似の業務実績があるか。	10
必要経費	・ 業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
計		100

採点区分

各項目について評価し、合計 100 点満点で採点する。